

議会基本条例検討協議会（第9回）

平成24年 8月 9日（木）

場 所：委 員 会 室

1 議会基本条例に盛り込む要素案について（資料1・2）

2 その他

午前9時00分 開会

傍聴人3名入室

1. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 本日は「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」「分かりやすい議会運営」「政策形成」「政務調査と政務調査費」について協議する予定である。本日配付している資料について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【河崎会長】 「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」の項目について、新政クラブ提案の54で大きなテーマが出ているので、説明をお願いしたい。

【二見委員】 20市ほどの条文を見た中で、政策の形成過程の説明について、流山市議会が一番多くの事項を掲げており、たたき台にしたいと考えた。例えば大和駅東側第4地区について、突然出てきてどうするのかと言われても判断基準が難しい。ここに掲げているような事項を前もって出してもらえれば、非常に議論しやすい。議員になって最初の定例会で、中部浄化センターに係る42億円ほどの委託契約の議案がいきなり提出されてびっくりしたが、そういう大きな計画について、前もって説明してもらいたいと考え、今回の提案に至った。

【中村副会長】 案文は流山市議会のものであり、このままそっくり大和市議会というわけではないが、参考にできる事例と考え提案した。

【河崎会長】 他市の事例として配付している資料で、横須賀市議会や茅ヶ崎市議会の条文にも同じようなものがあるが、それぞれ5項目である。流山市議会は8項目規定している。

【山田委員】 両市議会の項目を合わせると流山市議会の項目を網羅している。

【河崎会長】 流山市議会の項目を本市議会でも規定するか。

【山田委員】 内容的には8項目でわかりやすく入っている。「政策等の形成過程の説明を求めるものとする」となっているが、内容によって説明する事項が異なることもあるので、「求めることができる」にしたほうが柔軟に対応できる。

【二見委員】 個人的には「求めるものとする」のほうがよい。

【窪委員】 どの段階でこういうことを要求するのか。予算措置をする前か。

【河崎会長】 他の自治体の事例では、議案が提案されるときに、規定した項目の内容を列挙した資料をつけて提案されると聞いている。

【窪委員】 議案が提案されるのとほぼ同時にということか。

【河崎会長】 そのとおりである。

【木村委員】 本日は古谷田委員の代理で出席しており流れが掴めないところもあるが、この提案は、市側に情報の提出を求めるものであり、「求める」「求めるものとする」という、議会として市側に義務づける条文になるのではないか。

【河崎会長】 語尾は最終的に統一するが、ここはできる規定ではなく、義務づけるということか。

【木村委員】 そういうことである。

【山本委員】 横須賀市の条文は主語が市長等で義務づけている。茅ヶ崎市は主語が議

会で、議会の権利をできる規定で規定しており、主語が違う。

【河崎会長】 市側に義務づけるという意味では変わらないということか。

【山本委員】 どちらも議会が行政側に義務づけるという認識である。

【河崎会長】 流山市は主語が議会であり、横須賀市、茅ヶ崎市とは別パターンである。

【山本委員】 流山市は議会側も権利を正当に使って、よりよい政策を実現できるようにしなければならないというニュアンスも含んでいる。

【中村副会長】 市長が主語だと、市長側がイニシアティブを持っていて、これだけのことを明らかにしたと言われてしまう恐れもあるが、議会が主語であれば、その説明では足りないといったことをより能動的に求めることができる。議会基本条例なので主語は議会にすべきである。

流山市は項目列記の前段で「重要な計画、政策、事業等について」と規定しており、計画段階から、あるいは事業についても明確な説明を求めることができることを細分化して規定しており、「議会審議における論点情報を形成し」と説明を求める理由が明確になっており、すぐれた条文である。

【河崎会長】 この条文は議会に義務づけており、議会の権利ではなく市民に対して責任を持つ側としてこのことは義務であるという規定の仕方になっているところはすごいと思う。

【中村副会長】 他の条文との兼ね合いもあり、全体を通して再度検討する必要はあるが、新政クラブは流山市の条文に準拠した形で基本条例に盛り込みたい。

【赤嶺委員】 副会長の意見に賛成である。議会として政策形成過程の情報を集めないと判断しかねる状況もある。提案の際にこういう情報を添付して、わかりやすい審議ができる形にしてもらいたい。あわせて、議会が条例等を提案する際に市側とどういう調整をするのかというところも重要な点になってくる。

【河崎会長】 議会が提案する場合もこれだけのものが求められるということか。

【赤嶺委員】 そういうことである。

【河崎会長】 流山市の条文で仮置きすることでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 続いて、公明党提案の55について、説明をお願いしたい。

【山田委員】 条文は配付している公明党の資料の「議会活動サイクル」である。議会活動サイクルとは、予算の執行権は市側にあるが、それをしっかりと監視していくという議会としての役割を明文化すべきとの考えである。イメージとして、行政は事務事業評価シートをつくっているが、自己評価しているためほとんどAである。それをしっかりと議員がチェックし、次の予算に活かしていくということを明らかにしていく必要があるということで、この案を出している。

【河崎会長】 議会としてもしっかりと行政評価をして、行政側に要望して、その結果が予算に反映されているかどうかをきちんと説明を受けてサイクルをつくっていくというニュアンスか。

【山田委員】 そういうことである。

【河崎会長】 昨年議運で視察に行った飯田市議会、亀岡市議会が行っている議会とし

て行政評価をし、それを行政側に提出し、それがどのように次の予算に反映されたかというところをつくっていくという、議会として行政評価をやっているところか。

【山田委員】 神奈川ネットワーク運動の提案と同様ではないか。

【井上委員】 タイミングは決算審議の後か。

【河崎会長】 決算審議時に行う。

【井上委員】 昨年、行政評価の件で佐世保市に視察に行ったが、第三者機関をつくり行政評価のチェックを行っていた。その役割を議会が行うという解釈でよいか。

【河崎会長】 まずは行政が自己評価を行い、その後に外部評価をしている市がある。本市でも一昨年度から総合計画審議会で行っている。それとは別に議会としても評価を行うということである。

【井上委員】 議会の中に特別委員会のようなものをつくるのか。

【河崎会長】 議運の視察で見た市では、常任委員会がそれぞれの所管部分を担当して評価していた。すべてではなく、委員長と事務局で争点になりそうなものを抽出して、委員に議論をしてもらい、どのように市側に要望していくかというのをやっていた。

【窪委員】 決算審議との位置づけはどうか。イメージがわからない。

【河崎会長】 決算の審議とは別に、場を設けていた。

【窪委員】 決算審議の後か。

【河崎会長】 並行してか、後かと思う。決算の審議は理事者側を入れて行い、行政評価は議員だけで集まって行う。議会として行政側に評価を上げて要請していくので、ある意味で全会一致が求められる。

【井上委員】 仮に議会の行政評価でAからEのうち、E評価が出てきたときは、決算は否決という流れになるのか。

【河崎会長】 議会が行う行政評価は、A、B、Cをつけるということではない。事務局に補足説明を求める。

【議事担当係長】 ガバナンスで紹介されている飯田市議会の行政評価の流れのところを説明する。2009年度のケースでは、まず施策と事務事業の実績に対する執行機関側の評価結果等について報告・説明を受ける（7月13日から17日）。次に、各常任委員会ごとに評価の対象となる施策と事務事業を決定。次に、個々の議員が議会独自の評価基準に基づき評価（8月4日までに事務局に提出）。次に、常任委員会の勉強会で各委員が評価結果について議論して提言内容を集約（8月10日から20日）。その後、委員長会で各常任委員会での協議状況の確認、9月定例会での常任委員会の審査・協議を経て、施策及び事務事業に係る提言書を作成。10月6日に議長が市長に提出という流れで行っている。評価結果は最終的に施策・事務事業とも3段階でまとめるということで、一番厳しい評価は「縮小・廃止すべき」との記載がある。

【河崎会長】 その後、議会が提言したことに対して、予算編成後、どのように反映されたか説明を受ける場を持っているとのことであった。

【議事担当係長】 予算公表直前のタイミングだったと思うが、そのような話もあった。

【河崎会長】 本市議会では行政評価の説明を受ける場がなく、8月末から9月初めというぎりぎりの段階で行政評価結果が公表されている。近隣市では海老名市が8月中旬に評価結果の説明会を議員対象に開催している。

飯田市は8月4日までに事務局に提出するとのことだが、意見を出すのか。

【議事担当係長】 評価である。

【河崎会長】 どういう評価か。

【議事担当係長】 議会の評価基準は、「責任の主体の範囲は「公助」「共助」「自助」の3つの視点で見極める。」「施策の評価基準は「成果の傾向と目標達成見込み」「責任の主体の明確化と役割発揮度」「施策展開の方向性」の3項目。」「事務事業の評価基準は「2008年度の目標達成度」「責任の主体の明確化と施策との結びつき」「事業の方向性」の3項目。」と記載されている。

【河崎会長】 提言内容を各常任委員長がまとめて、9月定例会に諮るのか。

【議事担当係長】 そのとおりである。常任委員会で審査・協議を行う。

【河崎会長】 ということは、決算審査の前にやるということである。

【窪委員】 本市議会では決算書の議員への配付は、定例会の1週間前である。

【河崎会長】 事務事業評価であり、決算書とは別である。

【窪委員】 決算書に類する資料が提示されないと、口頭説明だけで内容が認識できるのか。他市の事例ではどうなっているのか。

【河崎会長】 本市でホームページにアップされている事務事業評価表が資料となる。その中にさまざまな項目があって、事業ごとの決算も掲載されている。飯田市のスケジュールでやるのであれば、7月中旬までにそういう資料が作成される。

【窪委員】 それを要求しなければならない。

監査との関係はどうなるのか。

【河崎会長】 監査と行政評価は視点・役割が違う。行政評価は事業を評価し、拡大すべき、こういう手法のほうがよい、縮小・廃止すべきということを行う。

【井上委員】 公明党案の「サイクル」は、今の行政評価の話は決算の前だが、常に定期的にそれを行っていくということか。

【山田委員】 1年間をサイクルととらえている。

【窪委員】 1年間ととらえ、7月か8月に評価・検討を行うという意味か。

【山田委員】 そうということである。具体的なやり方は今後検討しなければならない。今の飯田市の事例がそのまま本市でうまくいくかはわからない。ただ、基本条例であるので考え方として、行政評価は予算を使って行うので、それに関し議会としてきちんと見ていくという役割を明確にすべきと考えている。やり方はこれからしっかりと検討していかなければならない。他のものもそうであるが、いろんなものが詰め込まれて、議員としての活動が時間的にすごく制約される状況になっては意味がない。

【井上委員】 第三者機関が評価をし、それが行政に渡っても、予算に反映されるかどうかは行政次第ということで、外部評価をやっていますということになってしまうと意味がない。やるならば議会という責任のある中できちんとやったほうがよい。

【中村副会長】 公明党案はどこかの自治体の条文か。

【山田委員】 大牟田市などを参考にしているが、同じ条文ではない。

【中村副会長】 「行政のマネジメントサイクルに応じて、適切な監視及び評価を行う」とあるが、PDCAサイクルのそれぞれの段階で、評価をしていくということか。

【山田委員】 1年間プランしてドゥーしたものに対する評価についてしっかり監視し、それに対して意見を言って要望して、次の予算に反映するというイメージである。

【河崎会長】 「サイクル」は行政のPDCAサイクルと混同される恐れがあるので、

趣旨はよくわかるが、条文では「サイクル」は使わないほうがよい。

【中村副会長】 今までの議論では、議運で視察に行った飯田市や亀岡市の制度に近いイメージである。

【河崎会長】 山田委員の意見では、議会独自の評価基準などは改めて検討しなければならないところだが、議会として行政評価を行い、議会として市側に要望して、その結果を聞いて、次の予算に活かしていくということをきちんとやっていこうということである。

本市でも2年前から行政評価に外部評価を導入し、総合計画審議会がその役割を担っている。議員と違う視点での指摘があるのは確かであるが、やはり行政と二人三脚で歩いてきた議員が一番行政の施策を知っているのだから、まさに議会の役割ではないかと常々感じていた。

【中村副会長】 議会による行政評価は既にいろんな自治体でやっているが、本市議会が理想とする評価制度を導入している自治体をいくつか見て、議会基本条例でどのように規定して実施しているのかを参照して、大和市議会基本条例にふさわしい表現を検討してみてもどうか。

【河崎会長】 配付している資料には条文が載っていないが、県内では茅ヶ崎市議会がやっている。まだ発展途上と思われるところもあるとの印象を受けている。基本条例に入れるとすれば「議会として行政評価を行う」という程度の条文になるのではないかと。そのあたりを事務局で研究しているか。

【議事担当係長】 詳細に評価システムについて規定していないと思う。以前議運で小松島市議会に視察に行っているが、基本条例の中に議会による行政評価との規定は、直接は設けられていない。

【河崎会長】 議会として行政評価を行うという条文は、いろいろな基本条例で見かけている。「議会として行政評価を行う」との条文を仮置きしてよいか。

【赤嶺委員】 飯田市議会のような行政評価が行われると想定した場合、情報がかなり早い段階で入ってきて、早い段階から審議できるのは、議員にとってもかなりメリットがある。現状は資料が来るのが遅く、すべてに目を通すことに限度がある。じっくり検討できるし、評価を行うことで事業に対する認識も深まる。実施すべきである。

【河崎会長】 それでは先ほど述べた条文で仮置きする。

【窪委員】 公明党の提案は、飯田市の事例のイメージでとらえてよいか。

【山田委員】 やり方がそのまま当てはまるかはわからないが、常任委員会ごとに分けてピックアップしたものをしっかりと見て、意見を言っていくイメージである。

【窪委員】 改善を求めて次の予算に活かすことは、決算審議がそういうものにとらえている。そのことを明文化することは当然と考える。決算審議の前の段階で認識を深めながら、公の場での審議である決算審議での論議が深まるという流れになれば、提案の目的は達成できると受けとめている。

【山田委員】 決算審議でしっかりやっていくというイメージである。現在も主な事業について決算審議でしっかりやっているが、市側が自分たちで評価したシートは、議会側からも評価していかなければならないのではないかと。基本条例は議会にとっての役割を明確に規定すべきものと考えているので、この条文を提案した。

【議事担当係長】 先ほどの茅ヶ崎市議会基本条例での議会による行政評価の条文の件

であるが、広い意味で、「議会と市長等との関係」の条文に「市長等の事務の執行の監視及び評価を行う」と規定されている。本協議会でも資料2の「議会と市長との関係」の条文で「市長等の事務の執行の監視及び評価を行う」と仮置きしている。

【山田委員】 あえて別に明文化したほうがよいと考え、提案している。

【河崎会長】 別に条を立てることで合意している。

【窪委員】 明文化することはよいが、問題は実質どういう形で審議に参加できる状況を確認するかである。そのことを前提にしないと立派な条文をつくっても意味がない。

【大波委員】 議会による行政評価制度をつくり条文化することを確認するのか。

【河崎会長】 条文に入れるということである。

【大波委員】 どういう形で実施されるのかが曖昧だと条文に入れても意味をなさない。きちんとした条文を議会中心でつくるべきである。

【河崎会長】 実施要綱のようなものは必要となってくる。市側の予算にどのように反映したかの回答を求めるところまで、きちんと条文化すべきということか。

【大波委員】 そういうことである。項目を入れただけでは不十分である。

【河崎会長】 どのように予算編成に反映されたかを行政が回答するといったことまで踏み込んで基本条例で規定すべきということか。

【大波委員】 基本条例に規定するというのではない。議会による行政評価制度をつくるという条例をつくるということまで踏み込んだほうがよい。

【河崎会長】 自治基本条例で、行政評価に関して別に条例を定めることが規定されているが、いまだに制定されていない。

【大波委員】 それを実施させるという形まで踏み込む。

【木村委員】 議会が行政を評価し改善するのは当たり前のことで、従来、予算決算の審査、一般質問、委員会審査などでやってきたが、今やっているもの以外に新たに盛り込むのであれば、具体的な案を持っていないで規定しただけだと自己満足にもなりかねない。その辺も踏まえた上で、皆で智慧を出し合い、形あるものとして実現したい。

【中村副会長】 議会による行政評価を条文に盛り込むことでは一致していると思う。どこまで書き込むかで差があるので、先ほどの条文で仮置きにしておいて、別途条例をつくるのか要綱などでやるのかは検討しなければならない。本協議会はあくまで基本条例を検討する協議会なので、あくまでも基本条例に規定する範囲で仮置きすることではないか。

【河崎会長】 代表者会、議長の意向では、条文は本協議会の裁量でできるが、代表者会に諮らなければならないことはたくさんある。

【窪委員】 基本条例には理念的なことを書いて、具体的な内容は別の条例などで定めるという方向でよい。条文に規定していないからできないのではなくて、条文の理念が要請している先を生かしていくことはあり得る。理念が行間があれば、別の条例をつくるということもあり得る。

【河崎会長】 自治基本条例に規定している行政評価条例について、場合によっては議員提案してもよい。

次に、57のみんなの党大和の提案について、説明をお願いしたい。

【山本委員】 条文案は、配付しているみんなの党大和の資料の2番目である。毎月定期的に、予算や業務の執行状況等を議決するのではなく説明を求める。説明を受けた後、

議員同士で話し合い、執行状況をチェックする。そういう場を新たにつくるという提案である。

【河崎会長】 行政は執行機関であり、議会は議決機関である。執行状況を毎月チェックするのは、ある意味で権限を越えていないか。

【山本委員】 行政評価にしても決算にしても、全然できていなかった事業があっても、覆しようがない。月ごとであれば、やるように促すことができる。議会の権限を越えているとは思わない。

【赤嶺委員】 毎月予算審議や決算審議をやるイメージなのか。議員が個別に聞く場を設けるのか。他市での具体的な例はあるのか。

【山本委員】 行政が説明したい内容があれば説明してもらおう。議員から情報の要求があれば市側にその場で説明してもらおう。他市での事例は把握していない。似たような形として、鳥取市や国の省庁が、毎月の予算の執行状況をホームページで公開している。それを予算だけに限らず各施策の執行状況に考え方を広げて、ホームページに載せるだけでなく、議会側がもっと詳しく説明を求める。

【河崎会長】 それを実施するとかなり職員の事務負担がふえるが、実施することでどのような問題が解決されるのか。

【山本委員】 終わったあとに、できていませんでしたとならないように、途中経過を見て、チェックできるようになる。職員の事務負担はふえるが、内部で報告を上司にあげているはずであり、そういったものを議会側に開示する。現状をそのまま見せてもらおうイメージで、それほど過大な要求をするつもりはない。

【中村副会長】 常任委員会でそれぞれの所管事項についてというイメージか。そうであると閉会中に常任委員会を開催することになり、閉会中の開催には縛りがある現状からすると、法律に基づかない組織ということになると、そこでの報告の扱いが少しわかりにくい。

【河崎会長】 現在、議会から監査委員を1名選出しており、頻繁にかなり詳しくやっているとの話を当該監査委員から聞いている。そこに委ねるのではなく、全議員が監査を毎月やるというイメージか。

【山本委員】 監査という言い方もできるが、現状でも議員が個々に職員に執行状況等を聞くということはやっていると思うが、それを議会として正式にできないかということである。

【佐藤委員外議員】 現状では9月定例会で昨年度予算に対する決算の監視をして、来年度予算に反映するという仕組みで議会は動いている。非常に動きが遅い。機動的に対応できる仕組みをつくる必要があり、毎月何らかの形でチェックし意見を述べる場をつくることは意味がある。

【窪委員】 実施すれば職員には大変な負担になる。

決算の審査時などに問題点を指摘した事項や市民要求がある事項について、どのようになっているか聞きに行ったり、説明に来てもらったりしている。それを公式に議会としてやるとなると大変な負担になるし、公式な会議ではないので記録も残らない。議会は予算を議決している。予算を決めた以上は、執行状況はある面では行政を信頼し、市民の立場で執行するようには監視している。

【河崎会長】 執行は市長の指揮の下に動くのが本来の系統である。

【中村副会長】 目指しているところは、前回議論した新政クラブ提案の41と同じである。全議員による決算特別委員会をつくり、終わってから指摘しても終わってしまったという話になるので、本審査のほか中間審査を行う。特別委員会なので公式な議事録も残る。回数と頻度は違うが、達成したい目的は近いのではないか。

【窪委員】 気持ちはわかるが、現実的に考えて妥当かと考えなければならない。

【赤嶺委員】 非常に重要な問題提起であり、前年度予算の決算を審議しても間に合わないということはよくわかる。ただし、その方法は今後議会改革等でも議論されると思うが、今回議会基本条例の中に規定するのは難しいと考える。

【河崎会長】 合意には至らないので見送ることでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 56の神奈川ネットの提案の2点目であるが、地方自治法が改正されて、総合計画の策定は、それぞれの自治体で決めることとなり、自治法の規定からは削除された。議決する場合は、各自治体の自治基本条例もしくは議会基本条例で規定することが求められている。今まで自治法で議決事件として定められていたのは総合計画のような大きな計画でも基本構想だけであった。議会としては、総合計画の基本計画、環境基本計画などの行政施策の基本となる計画については少なくとも議会で議決することが必要ではないか。そういうことを基本条例に盛り込んだほうがよいという提案である。

【窪委員】 以前の総合計画審議会には各会派から議員が参画して基本計画を策定していた。事務局に確認するが、自治法の規定によりそのようになっていたのか。

【議事担当係長】 今話題になっていたのは基本構想のことだと思うが、基本構想改定の時には特別委員会を設置して審査を行い、本会議で議決してきた。自治法の改正により、総合計画自体の策定義務の規定が削除された。一方で本市の自治基本条例の中には総合計画の位置づけがあるので、本市では総合計画を策定していくという位置づけになると思う。

会長から話があったが、議決の位置づけをどうするかは未定の状況である。

【窪委員】 議決も大事であるが、策定の段階から議員も参画していける条件を整備していくことが必要である。

【河崎会長】 総計審に議員が入るべきということか。

【窪委員】 そういうことである。

【河崎会長】 総計審は市長の附属機関であり、そこに議員が入ることは、ある意味で上下関係をつくることでおかしいのではないか。

【窪委員】 実質的には総計審で審議された内容で、議会で議決されている。

【河崎会長】 特別委員会を設置し、そこで行政に意見を言うのが筋ではないか。

【窪委員】 議会で議決する段階で修正することは、自治基本条例などで例はあるが、現実的には難しい。

市長の附属機関だからと言って、ほとんどの審議会から議員が排除された経過がある。審議会に参画することによって、行政が何を狙っているのかわかる。議決事件の増加だけでなく、検討が必要である。

【河崎会長】 先ほど政策形成過程の説明として8項目義務づけをしたが、説明だけで

なく、長期的な計画づくりには議会も参画してプロセスに関わるという規定が必要ということか。

【窪委員】 54の要素案は、単年度のものとして認識している。総合計画等の長期的なものも含まれるのか。

【井上委員】 複数年にわたる案件も含めて、重要案件と思われるものはすべて含まれている。基本計画が入るのかは、これからの議論である。

【窪委員】 長いスパンで考えないと成果が生まれないものもある。長期的な計画を含めて、議員が参画していくことが必要である。

【井上委員】 そういう意図で提案したつもりである。

【山田委員】 議決事件の増加や政策策定過程への参画は、「政策形成」の項目に入るのではないか。

【窪委員】 行政の政策は総合計画を基にして出てくる。それから外れることはないの、基のところでの参画が必要である。

【河崎会長】 配付している条件事例で、川崎市議会の基本条例の条文は参考になる。第7条で議会への説明等を規定し、第8条で定めている議決事項には総合計画だけではなく、計画・指針まで含めている。第8条第3号の「姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの」はよくわからないが。

【窪委員】 川崎市の第7条の規定は、議会への説明であるが、一步踏み込んで、議会の意見を聞くという規定を設ければ、基本構想や基本計画に対して議員の意見を反映させることができる。

【河崎会長】 具体的にはどのように盛り込むのか。

【窪委員】 「説明するよう努めるものとする」ではなく「説明し、議会に意見を聞くものとする」といった条文である。

【河崎会長】 川崎市の条文を参考とし、第7条の末尾の部分を「市長等は、議会にそれらの内容を説明し、議会の意見を聞くよう努めるものとする」とし、第8条は第3号を入れない条文とすることで、次回条文化したものを提示することでどうか。

【山本委員】 第8条第3号を削除するとのことだが、現在本市が友好都市の提携をしようとした場合、議会が関与することなく、相手市と合意すれば提携されるのか。

【河崎会長】 光明市との提携時はどうであったか。

【議事担当係長】 議決事件とはなっていない。

【中村副会長】 地方自治法第96条第1項で議決事件が定められており、ここに規定されていない事項の中で本市議会として議決すべき事項を抽出して、条例に盛り込むことになる。第1項で定めるもの以外を議決事件にする場合は条例で定めることが第2項で規定されており、どの条例かと言えば議会基本条例ということだろう。基本構想は第1項で議決事件となっていたが削除されたので、議決するかはそれぞれの自治体に委ねられ、どうするかを決めなければならない。

【河崎会長】 次回までに条文化して提示する。

【山本委員】 第3号は、入るのか入らないのか。

【河崎会長】 入れたいということか。

【山本委員】 入れたほうがよい。

【赤嶺委員】 川崎市議会が規定しているもの以外にも、各委員によって重要と考える

案件はあると思う。今回は基本計画に関わることのみを規定することで進めたほうがよい。

【河崎会長】 絞ったほうが、効果があると思うので、友好都市にまで広げないほうがよいと思う。次回条文化してきた時に、改めて議論することでどうか。

【中村副会長】 そのほかに本市議会として議決事件に加えたほうがよいというもの挙げなくてもよいか。

【河崎会長】 もっとふやすということか。

【中村副会長】 赤嶺委員からは基本計画だけでよいとの意見があったが、それでよいのか。

【河崎会長】 総合計画の基本計画という意味で言ったのではなく、その他の基本的な計画という意味で言ったのではないか。

【赤嶺委員】 そうである。第3号のように個別の案件にまで拡大すると議論がまとまらないと考える。個人的な感覚では防災協定も議決事件にすべきと思うが、こういったものを各会派から出して、基本条例の協議会で議論するのはいかがか。

【河崎会長】 あまりに広げすぎると行政側からも突っぱねられる可能性も出てくる。

【中村副会長】 基本条例で定めたもの以外は議決事件にしないのか。あるいは別の条例で定めるのか。あるいは様子を見て将来決めるのか。

【河崎会長】 今までは総合計画の基本構想だけが議決事件だったのを基本計画にまで広げ、さらにさまざまな市の基本的な施策の基本計画まで広げることは大きな第一歩である。その第一歩を確実にしたうえで、さらに何かあるようならば、条例を改正するというステップを踏むことが必要である。この件については、先ほど述べた条文で仮置きする。

次に「分かりやすい議会運営」の項目について、一問一答方式と反問権に関して一括で議論していきたい。一問一答と反問権はセットであるというのが行政側の意見である。反問権ではなく反論権と提案している会派もあり、それぞれ違った形で考えていると思うので意見を出してもらいたい。一問一答方式でできるということは、既に代表者会でも合意がされており、行政側に予算要求している段階である。それに対して行政側はきちんと反問権も付与しないと公平ではないとのことで、一問一答をやる設備はいまだに整っていない状況である。反問権は趣旨説明にとどめている議会もあるし、最初は趣旨説明であったがその旨の規定を削除し、本格的に行政側から反問を受けることとした議会もある。

【中村副会長】 新政クラブは一問一答方式を取り入れた場合、理事者側に反問権を付与することはセットでと考えている。

【河崎会長】 どの程度の反問権か。

【井上委員】 特に基準はない。

【中村副会長】 基本的には何でも、ということである。

【河崎会長】 議員はいろいろ質問しているが、ではどうしたらよいと考えているのか、といった反問もよいか。

【井上委員】 そうである。

【赤嶺委員】 事務局に確認したいが、昨年議運で亀岡市議会に視察に行った際、反問権の悪用について話があったと記憶しているか、その件についてわかるか。

【議事担当係長】 質問の趣旨確認をお願いしたい。

【赤嶺委員】 本来反問として使うべき反問権を市長側が利用するということが起こりかねない。だから条件をつけて反問権を設定しているという話があったと記憶している。

【河崎会長】 この件で説明できる委員はいるか。

【窪委員】 現実的に市長は千数百人のスタッフを持っている。議員は自分で調べて提案している。国保税の滞納が多いのは税額が高いからだと言われ、では財源はどうするのかと具体的に反問された場合、答えられるか。数字的にやられたら答えられない。大和市の生活道路は痛んでいるので整備するよう要求し、ではどこから予算を出すのかと反問された場合、答えられるか。議員にはスタッフがいない。一般質問の壇上でやられたら、ほとんどの議員が立ち往生する。

【河崎会長】 赤嶺委員が言ったのは、そういうことか。

【赤嶺委員】 そうではない。市長側の意見を、議員を通して言わせたりすることができる、そのように使用されかねないという話があったと記憶している。

【河崎会長】 具体的にはどういうことか。

【赤嶺委員】 市長が反問権を使用して議員に質問する形で、市側の意見を議員が述べるという形で使用されかねないとの話があったと記憶しているが、あいまいだったので、記録があれば確認したかった。

【河崎会長】 事務局で何か記憶していないか。

【議事担当係長】 今の件は記憶していない。同じく議運で視察した新城市議会の会議録では、窪委員が言われたことに近い反問権として、財源面の反問をして議員が明確に答えられないという部分があることを後日確認したことはある。亀岡市議会では趣旨確認のための反問権との規定であったのを、1年あまりで改正して「趣旨確認のための」を削除したことを視察の中で見聞した。

【中村副会長】 反問権にはいろいろな意見があるが、趣旨確認もできないようではかみ合った会議はできない。亀岡市のようにまずは趣旨確認できる旨を明確に規定して、後は様子を見てというのが現実的ではないかと考える。

【山田委員】 趣旨確認程度の反問権を与えても中途半端であるが、その道の専門者がそろっている行政側に反問されるのは非常に厳しい。今の状況では議員がいろんな質問提案をするが、それに対して行政側からも意見が言える、反論ができるという反論権は付与してもよいのではないか。

【井上委員】 現状の一般質問の状況そのままではないか。

【河崎会長】 行政側は反論している。

【窪委員】 一般質問では議員は事前に質問を通告し、趣旨説明をして答弁が出てきている。議会は何よりもチェック機関であり、市民の要求を提案し、受けるかどうかは行政側の判断である。行政は質問に対し、財政状況が厳しいからなどと答弁の中で反論している。

【井上委員】 反問権を行使するなら、こちらも通告を出しているのだから、何を反問するのかを通告すべきである。

【河崎会長】 現在行政側は議員から質問がなければ答えられない。議員が最後に要望だけして降壇すると、反問も反論もできない。仮に事実ではないことを言われても、訂正もできない。規定することにより、議員が最後に降壇したあとも、反問や反論ができ

る。

【中村副会長】 この議論のメインは一問一答式である。市側からは、一問一答式をやるならせめて反問権がないと公平ではないとの意見が来ており、どうするかという話である。行政側が一問一答式に応じるに当たり反問権は必要と言っているのであれば、それに対する議会の対応としては、まずは趣旨確認の範囲での反問権を認めて、実際に一問一答式をやってみて、もっとちゃんとした反問権がほしいとの要求があれば、その時に検討してはどうか。

【窪委員】 一問一答式は、やりたい議員はできることは合意されている。一括で行う場合もあり、それぞれの議員の選択に委ねられている。

【河崎会長】 一問一答式はできることになっているが、現実的には対面式演壇になっていない。井上委員が一度試みたが、やるとなるとやりにくいし、いろいろ言われたりした。議会としても反問権を行政側に提示した上で、議場も一問一答式をやるような環境を整えてもらいたいと要求していききたいということである。

【木村委員】 一問一答をやるに当たっては反問権をつけてくれと正式に言われているのか。初めて聞いた話である。

【河崎会長】 次長を通して言われている。次長から説明する。

【事務局次長】 現在議会改革の関係で挙がっている内容で予算化していきたいと考えているものとして、委員会のインターネット中継はサマーレビューにも挙げて予算化に向けて取り組んでいる。ただし、対面式演壇については簡易なやり方でもできるとの議論もあったが、一問一答式をやっていくのかどうかも含めて本協議会の中で決まっていくということであるので、予算化に向けては動いていない。市側には、議会基本条例の検討が進む中で対面式演壇や残時間表示などの設備が必要になると伝える中で、理事者側からは一問一答式をやるのであれば、当然反問権の付与がなければ公平ではないとの意見をもらっており、本協議会で検討する中でこの件については検討してもらいたいという話をさせていただいた。

【赤嶺委員】 一問一答は現在でもできるし、対面式演壇設置も代表者会で全会一致している。その予算を組むのに反問権をくれとはおかしい。

反問権は市長ではなく議員のためにあると思っている。質問している内容をしっかり把握していれば、ある程度の質問には答えられる。答えられない場合は答えられないと答弁してもよい。議員の責務で日々の研鑽を規定しており、聞かれても答えられる最低限の内容を頭に叩き込んで一般質問に臨むべきである。

【河崎会長】 趣旨確認ではなく、修飾語のない反問権という意見か。

【赤嶺委員】 程度については、皆で議論していきたい。

【大波委員】 国会の予算委員会では反問権はあるのか。首相が議員に反問していると聞いたことがない。

反問権に事前協議はあるのか。回数制限はあるのか。

【河崎会長】 知りうる限りでは、そんなに極端な反問権が行使された事例は聞いていない。趣旨確認や、提案がなく質問ばかりしている議員に対してどうすればよいと考えるのかという質問があったという事例は聞いていないが、何度も行使するといった事例は聞いていない。議員も一般質問をする際、答弁をもらえるように事前に大筋のところは通告をする。そういう意味で、事前に通告がない反問権を行使されてもきちんと答弁で

きない。

【大波委員】 したがって事前に協議をして、反問に応じて答えるということか。

【河崎会長】 そういうことではないかと思う。ただ、再質問をいきなりした場合には、いきなり反問されることはあるかもしれない。

【窪委員】 答弁で行政側の立場を説明しており、ある意味それが反問である。議員は執行権を市民の立場でチェックする。反問権については、議会とは議員とは何かということがそもそも問われている。

【事務局長】 現在の一般質問で考えると、質問の最後を意見・要望で終わることが多い。その意見・要望について、市側からできる、できないということを一言述べたいというような考え方を持っていると感じたことがある。

【中村副会長】 要望で終わらないで、要望するが市側の考えを聞きたいと議員が言えば、現状でも登壇できる。議員がそのように言えばよいだけの話である。

【井上委員】 私が行っている一般質問は、そのパターンが多い。このように要望するがどう思いますかと質問して、できません、必要ありませんという答弁が非常に多い。

【中村副会長】 行政がもっと答弁したいのに制約があってできないというよりも、もっと答弁してほしいのに答弁してくれないことのほうが多いと感じる。答弁したいのに制約があってできないとはあまり感じない。

【河崎会長】 もっと市長と議論したいのに答弁が返ってこないところがあるので、むしろ反問権を活用してもらい、もっと議場で議論したい。反問権は大いに結構ではないか。

【木村委員】 先ほど局長が述べたが、ほとんどの議員が最後に意見要望で終わっている。それで市側が消化不良ということであれば、議員が要望ではあるが何か意見があればどうぞという形で終わる形にしてもよいし、そういう意味の反問権であればどんどん行使してもらいたい。窪委員は、議員を意識的にやり込める意図で反問権を悪用されては困るということだとは思いますが、そういうことは議会としても勘弁してもらいたいということではないか。

【窪委員】 議員には質問時間の制約があるが、理事者側にはない。市側には答弁の中で反論できることが保障されているが、議員には制約がある。丁々発止が一番よいし、全部自分で答弁した市長もいた。現在、関連があるので一括で答弁するとされた場合、議事録を読まないはどこで答弁されたかわからないことがある。議長を通じて、質問に対してはきちんと答弁することを要望しておけば、会長が述べたことは少しは改善するのではないか。

【河崎会長】 一括答弁は一問一答式をやればなくなる。今も一問一答式でできるが、一つのテーマで9つほど質問がある場合に、9回行ったり来たりもできないので一括して質問すると、何番目と何番目は一括して答弁ということになるが、対面式演壇で一つずつ質問すれば、そのようなことはなくなる。

【中村副会長】 一問一答式にしたときに、なぜ反問権がほしいか考えたときに、やはり趣旨確認なのではないか。現在でも反論したいことはあると思う。一問一答式では反問したいというのは、何を聞かれているのかを明確にしたいからではないか。なぜ一問一答式をやりたいかという、何を聞いて何を答えているかが明確だからである。特に傍聴者はそうだと思う。一括答弁は、特に市長以外の答弁が入る場合は順番で答弁しな

いので、非常にわかりにくい。この質問にこの答弁が返ってきたということをやりたいので、そのために確認する意味での質問権がほしいと行政が言うのであれば、付与して一問一答式を実現したほうが、議会活性化にとっては意味がある。

【河崎会長】 次長に確認したいが、一問一答式ができる環境を整えるためには、反問権を付与してほしいという理事者側の意図はどのようなところにあるのか。

【事務局次長】 現状では趣旨を確認することもできない。質問をされたらそれに答えるというところでは、フェアではないのではないかとこのところがそもそもあつてのことと思っている。ただ、一問一答式をやるに当たっては、予算も伴うことであり、予算は市側の権限でもある中で、趣旨確認すらできないことを、この機会に改善できないかという意図であると認識している。

【河崎会長】 反問というよりは質問権というところで考えていったほうがよいのか。

【事務局次長】 理事者ではないので、はっきりとはわからない。

【大波委員】 一問一答式ならば反問したいとの話はきちんと確認したほうがよい。一般質問をするときは二、三日間にわたり質問内容を事前に確認する。それで本番に入るのに、それでなにおかつ趣旨を再度確認して反問するということはあり得ない。反問したい理由は真実ではない。

【河崎会長】 答弁をもらった後、行政側からみると議員があることないこと言う場合もあるとのことである。そこで事実と違ったことを言われても、意見を述べただけで降壇されれば、行政側は是正する機会がない。

【大波委員】 なくてよい。

【木村委員】 先ほど局長が述べていたことである。

【河崎会長】 議事録にも残り、インターネット中継でも流されるから、それが事実であるかのように世間には流布される。明らかに修正すべき間違いがあった場合には修正したいのではないか。

【井上委員】 今のような趣旨であればよい。ただ、私の一般質問であったように、最後に「あなたが十数回登壇して、あわせて60回を超える議席との行き来が行われて、どれだけの経費がかかると思いますか」といったように質問することに利用されたら困る。「議員はこのように述べたが実はこうですよ」と述べる場はあってもよい。

【河崎会長】 行政側に質問しないで降壇しても、行政側が議長の許可を得て登壇して、間違っている部分を述べることはあってもよい。

【山田委員】 それを「反論権」として提案している。

【窪委員】 それぞれの立場で述べるのであり、誰が正しいのかは市民が判断すればよい。議員の発言が市民に受け入れられるかは、有権者が判断することである。行政は今でもできない理由を述べている。

【中村副会長】 基本的には修飾語のない反問権を認めてよいと考えている。市民に公開し、インターネットでも配信している本会議で、市側が反問をして議員の揚げ足をとろうとするなら、そういう状況も市民に見てもらったほうがよい。それを見て議員が勉強していないと思うか、こんなことを聞くのはどうか、と思うかということを含めて見てもらう。今まで、実は委員会ではやっていると思うが、少なくとも本会議ではやって来なかったもので、段階的にまずは趣旨確認の反問権を規定して、まずは一問一答式を議会の制度に取り入れて、趣旨確認だけでなくすべてオーケーとなれば、その修飾語を削

除するというのが現実的ではないか。

【河崎会長】 一問一答式ができる環境整備は、議会として全会一致しているが、いまだに実施されていない。反問権を受け入れて、その方向で進んではいかがかと思うが、あえて反対の委員はいるか。

【大波委員】 反対である。

【窪委員】 反対である。そういう枠を与えると、行政の考え方でいかようにでも使える。反論は質問に対しても現状している。

【山田委員】 質問をしたことに対しては反論しているが、質問しないで言いつばなしのことに對して何も言えない状況があるので、反問権ではなく反論権、質問していなくても、間違っただけや反論したいことがあった場合は市側からも反論できることでどうかと反論権を提案している。

【窪委員】 質問していなくても理事者側が挙手して、議長の判断で発言を認めればよい。

【河崎会長】 それを反論権と言っている。

【窪委員】 それをあえて規定しなくても、議長の判断でやればよい。

【井上委員】 窪委員は一問一答についてはどうか。

【窪委員】 それぞれの議員の判断に委ねる。否定はしない。私は、一般質問は一問一答であればどうだ、これはどうだと聞くとらえ方ではない。一般質問は政治、住民の実態を語り、ある意味で演説をしなければならない。以前の議会改革検討協議会で当時の局長が「一般質問は市側に聞くのではない。傍聴者が来ており、傍聴者に聞いてもらう。」と発言し、一理あると思った。議員の考え方を市民に訴え、それに対し理事者側の考えを聞くという趣旨の発言であったが、一般質問は本来そういうものととらえている。

【井上委員】 山田委員に確認したいが、市側が反論し、それに対して反論があった場合、時間の問題もあり、どこかで制限をつけなければならないのではないか。

【河崎会長】 そのくらい理事者側が議論をしたいという態度を見せてほしい。必要最小限度で渋々答えている。そのくらい議論が活発になれば議会は活性化する。

【赤嶺委員】 条件をつけて反問権を設定するのも選択肢の一つである。質問に関連した反問なら認めるべきと思うし、聞かれたら答えればよい。主張している側が聞かれても答えられないというのはどうかと思う。一般質問の質の向上にもつながるし、聞いているほうもわかりやすい。

【中村副会長】 この項目は「分かりやすい議会運営」であり、その中での一問一答式である。現在傍聴席に座って聞いていると、どの質問に対して答えているのかわかりにくい。一問一答は答えがその都度わかるので、まさに「分かりやすい議会運営」であり、そういう運営をすることにより、市民に議会で何が議論になっているのかを明確にすることによって、議会に関心を持ってもらう。今でもできるがとてもやりにくい。対面式で行うことは必要であり、行政側の質問権も認めて、一問一答式を形づくっていききたい。

【河崎会長】 一問一答ができる環境を整備するということで反問権を基本条例に規定していききたいが、二人の委員が反対している。あくまでも反対か。

【窪委員】 今の質問形式でも反論することは保障されている。それを許すかは議長の判断でよい。

【河崎会長】 議長の判断で反問することができるということであればよいのか。

【窪委員】 そういうことである。あえて答える必要はない。考え方は述べている。

【河崎会長】 議長の許可を得て反問できるという条文になっているところが多いが、それであれば構わないか。

【窪委員】 市側の反論に対し反論したい場合に、質問時間が保障されるのかという問題もある。

【河崎会長】 持ち時間ぎりぎりでも反問されても時間がないときはどうするかというルールは決めていかなければならないが、議長の許可を得て理事者側が反問できるということであればよいか。

【窪委員】 それに対して再度議員が質問時間をとっても保障し、水掛け論になったら議長の判断でやめさせるということはできると思う。

【中村副会長】 イメージしている一問一答は、質問を受けて答えが返ってくる。それを受けて再質問をし、答弁が返ってくる。それを繰り返して議論をする中で、行政側が今の質問はこういうことでよいかと確認する。そういう趣旨の反問権と認識している。

【窪委員】 それはできる。

【河崎会長】 いろんなパターンがある。

【窪委員】 個々の議員の質問のあり方が問われる。行政側が何を質問されているのかわからない質問をすること自体、議員の資質が問われる。

【中村副会長】 実際の一般質問は、かなりの時間をかけて通告後に質問内容を確認する。よって趣旨確認の反論権の必要性は現状ないはずである。ただ、一問一答式になったときに、議論が進展していくにしたがって、事前に通告していなかったことまで質問する。それについて、どういうことを質問されているのかわからなくなったから趣旨確認をするという範囲での反問権ではないのか。

【窪委員】 今の一般質問のあり方は、通告外のことは質問できない。

【中村副会長】 通告書に書いてある事項について、打ち合わせをする中で具体的な内容の確認をしている。そういうことをしている現在の一般質問では反問権は必要ないが、一問一答式になっていったときに、その範囲よりもさらに議論が深まっていったときにどういうことが質問されているのかわからなかった場合を想定していると考えている。そういう範囲の反問権はよいと考えるが、いかがか。

【窪委員】 議員の資質の問題が問われる。行政の幹部が聞いていて、質問の趣旨が理解できないというのは恥ずべきことである。そういうことをいちいち規定しなければならないのか。

【中村副会長】 現実の問題として規定していないからそれができない。

【窪委員】 できると思っている。

【中村副会長】 現状でも趣旨確認をしてもよいということか。

【窪委員】 構わない。

【中村副会長】 それを規定するのはよろしくないのか。

【窪委員】 あえて規定する必要はない。

【河崎会長】 大部分の委員の意見は、一問一答できるということと理事者側は議長の許可を得て反問できるということを条文に盛り込みたいということなので、何とか合意してもらいたい。

【窪委員】 あえて規定する必要はない。

【大波委員】 なぜそんなに基本条例に入れたいのか。

【河崎会長】 他市議会の基本条例には、ほとんど入っている。

【大波委員】 そんなことはない。反問権が入っているところはそんなにない。

【窪委員】 議員それぞれ違うとは思いますが、一般質問をどういう立場でやるのかである。行政機関を市民の立場でチェックする。現実とはかけ離れている要求であっても、市民がそういう要求を持っていればそれを踏まえて質問する。費用対効果を言ったら何もできない。少数者の意見は誰が代弁するのか。一人の意見であっても大事な問題であれば一般質問で取り上げなければならない。そもそも議員とは何なのか、行政とは何なのか。どういう立場で議会活動やるのかを踏まえないと、こういうことをやっていたら本来の目的を果たせない。門戸を開けば行政側は具体的に反論してくる。議員ががんじがらめになって、こういうことを一般質問できなくなる。

【河崎会長】 対面式演壇で一問一答式ができるというのは大きな議会改革である。傍聴者も一問一答のほうがよりわかりやすい。しかし、対面式演壇について、視察で本市でもすぐにでもできるような簡易式演壇を確認しているにも関わらず、いまだに実現できないのは、行政側が反問権にこだわっているからである。なぜ10万円ほどでできることをやらないのかと思っていたが、行政側の本音が出てきている。市民にわかりやすい議会運営というところで、反問権がネックであるならば、趣旨確認程度の反問権は受け入れていいのではないか。

【大波委員】 反問権がないから事態が進まないということではないと思っている。

【河崎会長】 なぜ進まないのか。

【大波委員】 議員の要求に関心を持っていないからである。

【窪委員】 一問一答式を行うための環境整備は、代表者会にて全会一致で確認している。それが行われないのは予算の問題である。ネックになっているのは反問権ではないと思っている。

【佐藤委員外議員】 64の山本議員の提案のように、市長と一対一でクエスチョンタイムのような形であればお互い丁々発止でやるのはいいと思うが、そうではないのに反問権を与えるというのであれば、窪委員や大波委員と同意見である。

【赤嶺委員】 本日は3名傍聴に来られている。ご覧になってどう思われているか。

【河崎会長】 進行も遅れているので、最後に意見を聞かせていただく。

【木村委員】 条文化の全会一致は難しそうだが、議員の意見要望に対して、市側から言いたいことがあれば認めるとルール化しておけばよいのではないか。そうすれば一問一答式を行う環境整備が実現されるかもしれない。実をとってもらえばよい。

【中村副会長】 先ほど述べた一問一答での趣旨確認と窪委員の主張は、ほとんど同じである。窪委員は条文化しなくても今でもできるとのことだが、現実には今はできない。権利を付与するような条文ではなく、例えば「市長は議員の質問に対し、趣旨が明確でなかった場合、そのことについて確認をすることができる」という程度の条文であればよいのではないか。

大波委員も一問一答式の中での趣旨確認程度ならあってもよいという意向ではないか。

【大波委員】 現在でも市長が挙手して議長の許可を得て考え方を述べることはある。それは反問権があるからないからではない。反問権と受け取ってもよいくらいのことを述べていることがある。あえて規定する必要はない。

【窪委員】 私の一般質問に反論している市長もいた。そういうことは保障されている。委員会でも質疑の趣旨を確認する場合がある。一般質問は事前に通告し、質問事項の詳細も確認し合って、それ以上のことは質問していない。

【河崎会長】 茅ヶ崎市の条文では第2項で「説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる」と規定している。茅ヶ崎市議会でも今のような議論があった結果、このような条文に落ちついたのではないか。

【中村副会長】 窪委員は、今の条文の内容は、現在でもできるという認識か。

【窪委員】 できる。むしろそれ以上のことを反論している。

【中村副会長】 議会基本条例の条文は、規定していなくても通常やっていることだが条文化して明確にするということと、条文化を機にできるようにすることの2つのパターンが盛り込まれている。先ほどの条文は現在でもできるが、条文化して明確にしておくことで、議会の構成メンバーが変わっても議会のルールとして継承されていくということの意味がある。

【窪委員】 日本共産党の基本条例に盛り込む内容の提案は、そんなに多くない。現在の地方自治法の中でもできる。先ほど議論した行政政策等の形成過程の説明などは、できるとは思うが今までやっていないし、こちらが要求しても行政が拒否する可能性もあるので明文化したほうがよい。反問権については、現在の質問形態の中でもできるので、あえて条文化する必要はない。

【河崎会長】 茅ヶ崎市のような条文で仮置きしたいが、そこも無理であるか。

【中村副会長】 市側が、議会が一問一答式をやりたいと言ったときに、それをやるのであれば反問権がなければフェアではないと言っているので、先ほどから議論をしている。窪委員の指摘は、反問権は、現在規定はないが、現状でもできるのであえて規定する必要はないとのことである。

【窪委員】 次回の協議会に市側から副市長なりに出てきてもらって、市側の言う反問権の趣旨を確認すればよいのではないか。

【大波委員】 賛成である。本当の真実がどうなのか確認する必要がある。

【窪委員】 仮に現市長がこういう趣旨だと言っても、次の市長の考え方によっていかにでも運用できる。そういうことはあり得る。

【河崎会長】 次回の協議会で、理事者側が考えている反問権に関して、そして一問一答式との関係などで、理事者側から説明してもらえるか。

【事務局次長】 市側に確認をする。市側が説明に入れなくても、どういう趣旨なのかは確認して報告する。

【河崎会長】 その説明を受けてから結論を出すこととし、一たん保留とする。

「分かりやすい議会運営」の項目では、みんなの党大和から本会議場での所信表明の提案が出ている。地方自治法との関係でこれを行っている議会は、全国でも上越市議会のみである。

【山本委員】 本会議場でできれば一番よいが、公職選挙法上難しいということで、実施要綱を定めてそれに基づき全協などで実施し公開するという手法では、他の議会でもやっている。本市議会でもやっているが、あくまでも議員の中だけなので、それを市民にも見えるようにしてはどうか。所信表明ができることを条例に規定している議会もあ

る。

【河崎会長】 基本条例に盛り込むことが必要か。

【山本委員】 現在明確な位置づけがない。条文に実施要綱で定めると規定する。

【河崎会長】 法律と戦っていく方法と、全協を公開するという議論がありインターネット中継というあたりも議論されているが、現在の全協で行っている所信表明が公開されれば、その方向性も模索できる。

【山本委員】 条文化しなくても実質的にできるようになるのであれば、規定しなくてもよい。ただ、現段階では不透明なので条例に明記すべきではないかという提案である。

【窪委員】 あえて基本条例に規定するまでのことではない。全協で所信表明を行うことになっており、一步前進している。本会議でやるべきとの主張は持っているが、さらにそういう方向で合意を図っていくべきである。

【河崎会長】 全員協議会の公開の方向で模索していくことでよいか。

【山本委員】 確実にそれができるようにしてもらいたい。

【窪委員】 同じ立場である。

【河崎会長】 本日は時間なのでここまでとする。傍聴の方から意見等があればお願いしたい。

【傍聴人A】 3点述べたい。一つは、議員の立場と市長の立場と行政の役人の立場の関係が不明確である。今の議員の立場は市長や行政の役人に遠慮がちで、どちらが主なのかわからず、せいぜいチェック機能しかないのかと思う。

一つは、PDCAサイクルについて根本的に誤解している。評価は決算の段階ではなく、予算を決定する段階での基準やタイムスケジュールにあわせて途中途中でチェックするのが当たり前の思想である。

一つは、他市の話がたびたび出るが、全国の市がそういう考えだとしたら一步も進まない。よその市ばかり気にしているようだが、なぜ議会改革をするのか目的を明確にすれば大和市の独自性はおのずと出てくる。よその条文を参考にするのは効率的かもしれないが、絶えず何市はどうだと言っているのは、発想の根本が後進的で驚いている。これで地方分権が行われたら日本は滅びるのではないかと危惧した。

【傍聴人B】 一問一答式など積極的に議論されていて勉強になった。一般質問は議会を知る第一の場である。大和市議会は全議員に平等に質問の機会が与えられている中で全議員が質問をするには、事前のすり合せなどいろいろなことをしていかないと、限られた時間の中でスムーズな質疑応答はできないと思っている。一問一答を全議員が行った場合、いろいろな問題は出てくると思う。

先日、他の傍聴者から、答案用紙を読んでいるようで魅力がないと言われた。市民はそういう目線でしか見ないところは、厳しいかもしれないが現実としてはある。そういう意味では、基本条例をつくって、もっと議会が行政とお互いに議論をぶつけて市民にとってよい施策をつくっていることが感じ取れるような議会に期待をしているし、そのようになるために、この協議会は非常に大事な会議であると思っているので、よろしくお願いしたい。

【傍聴人C】 いかにか大和市政において国民主権がないことがわかった。どっちが上でどっちが下なのか、いったい日本は誰がメインで会議が行われているのかわからない。その中で議員が模索して苦しんでおり、一言入れるだけでも深く考えないと取って食わ

れてしまうようなことがあるのだと。国会ばかりに目が行くかもしれないが、市議会議員は地元を支える土台、国の土台を支える毛細血管のような大切なものであり、おろそかにしてしまうが、そこから入り込んで国会という心臓部に何かが行ってしまうのを抑えておられる立場である。君主制になってしまっているのをぶち壊して、市民の代表として参画している発言権をより強めていく上で、議会基本条例をよいものにしてもらいたい。市民として国民になる前に大和市民になれるように、議会を傍聴したり、議会に関心を持っていきたい。

2. その他

【河崎会長】 次回の予定を事務局から確認する。

【議事担当係長】 8月22日（水）9時から委員会室で予定している。

【河崎会長】 テーマは今回の続きを協議していきたい。本日は以上で閉会する。

午後0時01分 閉会